

【屋外広告物の道標、案内図板の取扱いについて】

(定義)

1. 道標、案内図板とは、次の各号のいずれにも適合するものとする。
 - 1) 施設、事業所等への案内誘導を目的とするもの。
 - 2) 表示内容は、施設、事業所等の名称、方向、距離などの案内誘導を行うもので、営業内容や商品等に係る表示がないもの。
 - 3) 案内誘導上合理的な場所に表示または設置されるもの。
 - 4) 京都府屋外広告物条例第3条第1項に規定される禁止地域に設置するもの。

(許可基準)

2. 道標、案内図板は、次の要件を備えるものとする。
 - 1) 表示面積の合計は、一営業所、一事業所等につき5㎡以下のもの。※¹
 - 2) 広告物の種類に応じた許可基準※²を満足するもの。

※¹ 表示面積の合計とは、広告物一基あたりの面積ではなく、案内誘導の目的地となる営業所、事業所のことを表示する全ての道標・案内図板の広告物面積を合計したものを指す。

※² 京都府屋外広告物条例第12条の3又は城陽市ホームページ「屋外広告物の許可基準」を参照。

- ・ 禁止地域については、城陽市役所都市政策課（電話番号：0774-56-4066）までお問い合わせください。